

# 第88期 定時株主総会 招集ご通知

日時

令和4年6月23日（木曜日）  
午前10時（受付開始予定時刻 午前9時20分）

場所

福井市手寄1丁目4番1号  
アオッサ8階 福井県民ホール

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

## 新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染予防および拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきますので、何卒ご理解ご協力の程お願い申し上げます。

- 議決権行使につきましては、可能な限り書面ご郵送による事前行使をご検討ください。
- ご出席を予定されている株主様は、当日までの健康状態に十分ご留意いただき、ご無理はなさらないようお願いいたします。
- ご出席の株主様は、必ずマスクをご着用いただき、会場入り口で検温、アルコール消毒液のご使用をお願いいたします。
- 発熱（37.5度以上）のある方は入場制限をさせていただきます。また、体調不良と見受けられる方には、入場をご遠慮いただくようスタッフがお声がけさせていただきますことがございますので、あらかじめご了承ください。
- 株主総会の弊社側の出席役員や運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。



## 企業理念

化学に立脚し、新たな価値を創造、提案する。  
企業経営を通じて、地域に貢献し、環境共生型社会形成に寄与する。

### 【会社の経営の基本方針】

当社グループは、「化学に立脚し、新たな価値を創造・提案する」「企業経営を通じて、地域に貢献し、環境共生型社会形成に寄与する」の企業理念のもと、プラスチックを中心とする異形押出成形技術をコア技術として、常に新しい技術と製品の開発に専念し、企業価値の向上に努めてまいりました。今後さらに、フクビの絶対主義、即ち「絶対品質、絶対スピード、絶対コスト」に裏付けられた製品とサービスの提供を通して、お客様の企業価値の増大に貢献し、開発型メーカーとしての事業基盤を一層強化してまいります。

## 中長期ビジョン

新たな技術開発と市場創造に絶え間なく挑戦し、快適な社会の実現に貢献する。  
一人一人の成長と企業の成長が一体となることで、喜びを実感できるフクビグループを目指す。

## 10年後のありたい姿

# 暮らしを変える Creators

一歩先をいく「安心」と「驚き」の価値を提供する

- ・ 新たな分野に積極的に挑戦する。
- ・ 徹底的に差別化を図り、高収益化に挑戦する。
- ・ 社会的価値の創造により、持続的な企業価値向上に挑戦する。

## 第6次中期経営計画（2020年度～2022年度）

一歩先をいく「安心」と「驚き」の価値を提供し続ける企業となるために

# FUKUVI NEXT

### ■ セグメント別戦略

第6次中期経営計画の基本方針に則り、サステナビリティの観点からフクビが捉える社会課題の解決に向けて、各セグメント戦略のもと、事業の成長とサステナビリティの追求の両立を目指します。

#### 成長分野への積極展開

- ・グローバルビジネスの更なる展開
- ・新規分野の開拓
- ・新たな技術領域の発掘

#### 収益構造の改革推進による利益の創造

- ・構造改革の実施
- ・バリューチェーンを活かした高収益化
- ・効率化、合理化の推進

#### 挑戦と変革を実現する経営基盤の確立

- ・更なる人材基盤の強靱化
- ・確固たるグループ経営の確立
- ・ESG経営の実践

### ----- 2年目の具体的施策 -----

★CFRTP（熱可塑性炭素繊維複合材）量産化試行の展開

★断熱材分野の販売強化、資源循環の分野での新たな商品開発

★米国現地法人にて「VICTORY BEAR」ブランド拡充により売上・利益が伸長

★ASEANではマーケティングやアライアンスの強化に取り組む

★事業ポートフォリオの再構築に取り組み（注力分野への積極展開、不採算部門の見直し等）

★2023年度に基幹システム（ERP）と同時に管理会計システムの導入を予定、収益構造改革の体制構築を進める

★働き手のエンゲージメントを高める従業員支援プログラム（EAP）推進室の設置準備

★DX加速のため社長直轄組織「デジタル戦略室」の2022年度設置に向け準備着手

### ■ 投資方針

「10年後のありたい姿」を実現するために持続可能な成長を果たすべく、第6次中期経営計画の3つの基本方針に則り、最適な経営資源の配分を行ってまいります。

## 株主の皆さまへ



株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに第88期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

第87期からスタートした第6次中期経営計画「FUKUVI NEXT」は、今年度、最終年度を迎えております。コロナ禍という新たなリスクの顕在化により世の中は大きく変化してきており、その激動の渦の中でもしっかりと将来を見据え、長期的な成長と企業価値の一層の増大を実現していくために、引き続き全社一丸となって100年企業の土台を築きあげる年としたいと思っております。

中期経営計画の着実な実行により、株主の皆さまのご期待にお応えできる企業へと成長を果たす所存でありますので、今後とも一層のご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 **八木誠一郎**

### 目次

■ 招集ご通知	4	(添付書類)	
■ 株主総会参考書類	6	■ 事業報告	18
		■ 連結計算書類	55
		■ 計算書類	57
		■ 監査報告書	59

証券コード 7871  
令和4年6月6日

株主各位

福井市三十八社町33字66番地  
**フクビ化学工業株式会社**  
代表取締役社長 八木 誠一郎

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 第88期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第88期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、議決権行使については、可能な限り、書面による事前行使をご検討ください。お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和4年6月22日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 令和4年6月23日（木曜日）午前10時（受付開始予定時刻 午前9時20分）
2. 場 所 福井市手寄1丁目4番1号  
アオッサ 8階 福井県民ホール
3. 目的事項
 

報告事項	1. 第88期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
	2. 第88期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件
	第2号議案 定款一部変更の件
	第3号議案 取締役5名選任の件
	第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- インターネットによる開示について
  1. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款の規定に基づき、下記の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。上記のホームページ掲載事項は、会計監査人および監査役の監査の対象に含まれております。
  2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ

<https://www.fukuvi.co.jp/>

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### ■ 第1号議案 剰余金の処分の件

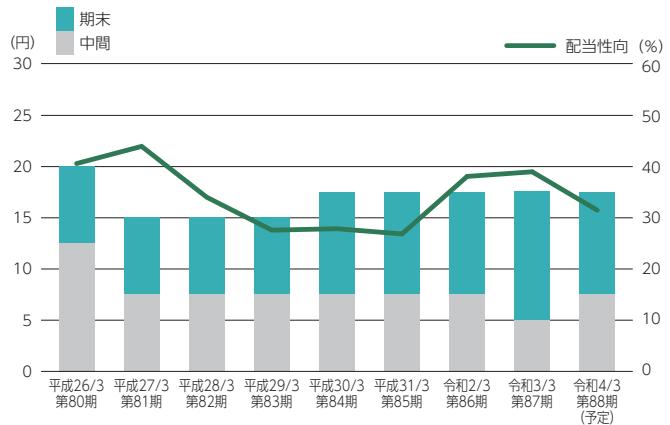
当社は、将来の事業展開と持続的成長のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的に配当することを基本方針としております。具体的には、配当性向30%以上を目指してまいります。

この方針に基づき、第88期の期末配当につきましては、業績や今後の事業展開ならびに内部留保の状況等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき  
金10円00銭  
総額 204,303,650円  
既に1株あたり7円50銭の中間配当を実施しておりますので、年間配当金は1株あたり17円50銭となります。(配当性向 31.4%)
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
令和4年6月24日

#### ご参考 配当金と配当性向の推移



※第80期の中間配当金の内訳は、普通配当7円50銭、記念配当5円00銭となります。

※第84期の期末配当金の内訳は、普通配当7円50銭、特別配当2円50銭となります。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年(2022年)9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は、電子提供制度においては不要となるため、これを削除するものであります。
  - ② 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ③ 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 経営環境の変化の激しい近年にあって、より機動的に対応するため、また経営責任の明確化および毎年信任を得ることによるコーポレートガバナンス体制の強化のため、定款第21条に定める取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。ただし、令和3年6月16日開催の第87期定時株主総会において選任された取締役の任期につきましては、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>
<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>第1条 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本条は、施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第2条 変更後定款第21条（任期）の規定にかかわらず、令和3年6月16日開催の第87期定時株主総会において選任された取締役の任期は、令和5年開催の定時株主総会の終結の時までとする。本条は、当該期日経過後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役5名選任の件

取締役8名のうち、八木 誠一郎氏、采野 進氏、大畑 忠氏、南保 勝氏、加川 潤一氏の5名は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む5名の取締役の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	当社における地位	取締役 在任年数 (本総会終結時)	取締役会 出席状況 (令和3年度)
1	やぎ せいいちろう 八木 誠一郎	男性	代表取締役社長 執行役員	34年	7回/7回 (100%)
2	うねの すすむ 采野 進	男性	代表取締役副社 長執行役員	8年	7回/7回 (100%)
3	おおはた ただし 大畑 忠	男性	代表取締役専務 執行役員	17年	7回/7回 (100%)
4	なんぼ まさる 南保 勝	男性	取締役	2年	7回/7回 (100%)
5	かがわ じゅんいち 加川 潤一	男性	取締役執行役員	8年	7回/7回 (100%)

(注) 当社は役員等賠償責任保険契約を締結しており、令和4年7月に更新予定となっております。本議案でお諮りする再任予定の取締役候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。その契約の内容は、事業報告33ページ「3 (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

候補者番号

1

取締役在任年数  
(本総会最終時)  
34年

取締役会出席状況  
(令和3年度)  
7回/7回  
(100%)



再任

やぎ せいいちろう 男性  
**八木 誠一郎**

(昭和34年11月22日生 満62歳)

候補者の有する当社株式：709,703株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和60年 7月 当社入社  
昭和63年 7月 当社取締役  
平成 9年12月 当社営業本部長  
平成10年 6月 当社代表取締役専務取締役  
平成14年 6月 当社代表取締役社長  
平成18年 6月 当社代表取締役社長執行役員 (現任)  
令和 2年 4月 当社建材事業本部管掌 (現任)

重要な兼職の状況

リフォジュール株式会社代表取締役会長  
フクビハウジング株式会社代表取締役会長  
アリス化学株式会社代表取締役会長  
フクビ岡山株式会社代表取締役会長  
FUKUVI USA,INC. 取締役  
FUKUVI VIETNAM CO.,LTD. 会長  
FUKUVI HOLDINGS (THAILAND) CO.,LTD.取締役  
FUKUVI (THAILAND) CO.,LTD.取締役  
福井商工会議所会頭  
株式会社北陸銀行社外監査役

取締役候補者の選任理由

八木誠一郎氏は、長年にわたり強いリーダーシップを発揮し、代表取締役社長として当社の運営を担ってまいりました。当社の経営において豊富な経験と高い見識を有しており、当社取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、取締役候補者としております。

当社との特別の利害関係

八木誠一郎氏は、リフォジュール株式会社・フクビハウジング株式会社・アリス化学株式会社およびフクビ岡山株式会社の代表取締役会長、FUKUVI USA,INC.取締役、FUKUVI VIETNAM CO.,LTD.会長、FUKUVI HOLDINGS (THAILAND) CO.,LTD.取締役、ならびにFUKUVI (THAILAND) CO.,LTD.取締役を兼務しており、当社は各社との間に製商品売買等の取引関係があります。

候補者番号

2

取締役在任年数  
(本總會最終時)  
8年

取締役会出席状況  
(令和3年度)  
7回/7回  
(100%)



うねの  
采野

すすむ  
進 男性

(昭和27年8月17日生 満69歳)

再任

候補者の有する当社株式：44,000株

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和51年4月	三井物産株式会社入社	平成26年6月	当社取締役執行役員社長補佐
平成12年10月	MITSUI PLASTICS, INC. (U.S.A.) Director & President	平成28年6月	当社代表取締役専務執行役員社長補佐
平成18年4月	三井物産株式会社化学品第二本部業務部長	平成30年4月	当社代表取締役副社長執行役員社長補佐兼 開発本部管掌兼精密事業部管掌
平成21年4月	同社執行役員機能化学品本部長	令和2年4月	当社代表取締役副社長執行役員社長補佐兼 精密事業本部管掌 兼 事業開発本部管掌
平成23年4月	同社執行役員MITSUI & CO. (THAILAND) LTD. President	令和4年4月	当社代表取締役副社長執行役員社長補佐兼 精密事業本部管掌 兼 事業開発本部管掌兼 グローバル事業本部管掌 (現任)

#### 取締役候補者の選任理由

采野進氏は、総合商社で長年にわたり樹脂・化学品事業の統括担当や海外子会社の社長を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、取締役候補者としております。

#### 当社との特別の利害関係

該当事項はありません。

候補者番号

3

取締役在任年数  
(本総会終結時)  
17年

取締役会出席状況  
(令和3年度)  
7回/7回  
(100%)



おおはた  
大畑

ただし  
忠 男性

(昭和32年6月20日生 満65歳)

再任

候補者の有する当社株式：25,700株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和55年 4月	株式会社北陸銀行入行本店営業部	平成22年 6月	当社取締役常務執行役員
平成 8年 1月	同行ニューヨーク支店副支店長	平成23年 6月	当社リスク統括部長
平成12年 6月	同行資金証券部副部長	平成25年 6月	当社取締役専務執行役員
平成13年 1月	同行大阪支店統括副支店長	平成26年 4月	当社経理部長
平成14年10月	同行福井松本支店支店長	平成28年 6月	当社代表取締役専務執行役員（現任）
平成16年 4月	当社入社管理本部長付	平成29年 6月	生産統括本部長
平成17年 4月	当社管理本部長	令和 3年 4月	生産イノベーション本部管掌兼SCM本部管掌（現任）
平成17年 6月	当社取締役		
平成18年 6月	当社取締役執行役員		

取締役候補者の選任理由

大畑忠氏は、金融機関での勤務経験や当社入社後は管理部門の担当を経て生産部門も担当するなど豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、取締役候補者としております。

当社との特別の利害関係

該当事項はありません。

候補者番号

4

取締役在任年数  
(本総会終結時)  
2年

取締役会出席状況  
(令和3年度)  
7回/7回  
(100%)



なんぼ  
南保

まさる  
勝 男性

(昭和28年5月17日生 満69歳)

再任

社外

独立

候補者の有する当社株式：1,000株

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和59年4月 株式会社福井経済経営研究所入社  
平成3年4月 同社経営相談部主任調査役  
平成6年4月 同社経済調査部経済調査課長  
平成12年7月 株式会社福井銀行融資グループ審査チーム  
経済調査担当  
平成13年4月 福井県立大学地域経済研究所助手  
平成16年4月 同大学地域経済研究所助教授  
平成21年4月 同大学地域経済研究所教授  
平成29年4月 同大学地域経済研究所所長（現任）

平成31年4月 同大学特任教授（現任）  
令和2年6月 当社取締役（現任）

#### 重要な兼職の状況

株式会社福井銀行社外取締役  
日本銀行金融広報アドバイザー  
福井労働局労働関係紛争担当参与  
福井県民生活協同組合非常勤理事

#### 社外取締役候補者の選任理由および選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

南保勝氏は、経済学博士としての豊富な経験・知見を有しており、当社の経営全般に対して助言をいただきます。また、南保勝氏は、地域経済論、地場産業論の権威であり、専門的な見識を有していることから、当社に対しても提言をいただくことを期待し、社外取締役候補者としております。

#### 当社との特別の利害関係

該当事項はありません。

#### 社外取締役に関する特記事項

- 南保勝氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所および名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として両取引所に届け出ております。
- 南保勝氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
- 当社は、定款に基づき、社外取締役全員との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、南保勝氏の選任が承認された場合は、同様の契約を継続する予定であります。

候補者番号

5

取締役在任年数  
(本総会最終時)  
8年

取締役会出席状況  
(令和3年度)  
7回/7回  
(100%)



かがわ  
**加川**

じゅんいち  
**潤一**

男性

(昭和34年1月1日生 満63歳)

再任

候補者の有する当社株式：17,200株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和56年 4月	当社入社	平成28年 4月	当社執行役員生産統括本部副部長兼生産企画管理部長兼Sプロジェクト推進室長
平成15年 4月	当社営業企画部長	平成28年12月	当社執行役員生産統括本部副部長兼生産企画管理部長兼本社工場長
平成18年 6月	当社執行役員営業企画業務部長	令和 2年 4月	当社執行役員グローバル事業本部長兼CSE事業本部管掌兼生産統括本部物流調達管理部管掌
平成22年 4月	当社執行役員営業本部副部長兼営業企画統括部長	令和 4年 4月	当社執行役員CSE事業本部管掌兼CSE事業本部長 (現任)
平成23年 4月	当社執行役員情報システム企画室長		
平成25年 4月	当社執行役員生産統括本部副部長兼生産企画室長		
平成25年 6月	当社上席執行役員		
平成26年 6月	当社取締役 (現任)		

取締役候補者の選任理由

加川潤一氏は、当社の営業部門から情報システム部門、さらには生産部門を担当するなど豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、取締役候補者としております。

当社との特別の利害関係

該当事項はありません。

ご参考

本議案が原案どおり承認可決されますと、取締役および監査役の構成は次のとおりとなります。

氏名	性別	当社における地位および担当	取締役・監査役 在任年数 (本総会最終時)	取締役会 出席状況 (令和3年度)	監査役会 出席状況 (令和3年度)
やぎ 八木 誠一郎	男性	代表取締役 社長執行役員 兼 建材事業本部管掌	34年	7回/7回 (100%)	—
うねの 采野 進	男性	代表取締役 副社長執行役員 社長補佐 兼 精密事業本部管掌 兼 事業開発本部管掌 兼 グローバル事業本部管掌	8年	7回/7回 (100%)	—
おおはた 大畑 忠	男性	代表取締役 専務執行役員 生産イノベーション本部管掌 兼 SCM本部管掌	17年	7回/7回 (100%)	—
いわぶち 岩淵 滋	男性	取締役	9年	7回/7回 (100%)	—
いさやま 諫山 滋	男性	取締役	3年	7回/7回 (100%)	—
なんぼ 南保 勝	男性	取締役	2年	7回/7回 (100%)	—
かがわ 加川 潤一	男性	取締役 執行役員 CSE事業本部管掌 兼 CSE事業本部長	8年	7回/7回 (100%)	—
てしま 豊嶋 雅子	女性	取締役 執行役員 経営戦略本部管掌 兼 品質保証本部管掌	7年	7回/7回 (100%)	—
かわせ 川瀬 慎一郎	男性	常勤監査役	3年	7回/7回 (100%)	6回/6回 (100%)
たまい 玉井 三千雄	男性	監査役	5年	7回/7回 (100%)	6回/6回 (100%)
やぶはら 藪原 孝夫	男性	監査役	5年	7回/7回 (100%)	6回/6回 (100%)

ご参考 役員の専門性と知見（スキルマトリクス）は次のとおりであります。

企業経営	グローバル	生産・技術・ 開発	営業・ マーケティング	財務・会計	コンプライアンス・ リスクマネジメント	人事・ 人材開発・労務
◆	◆		◆		◆	◆
◆	◆		◆		◆	
◆				◆	◆	◆
◆			◆		◆	◆
◆	◆	◆	◆		◆	
			◆		◆	◆
	◆	◆	◆		◆	
		◆		◆	◆	◆
		◆			◆	
				◆	◆	
				◆	◆	◆

※上記一覧は、取締役・監査役の有する全ての知見を表すものではありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開催の時までとなっておりますので、改めて監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。



まえば  
前波

ゆうじ  
裕司

(昭和42年12月28日生 満54歳)

候補者の有する当社株式：0株

### 略歴および重要な兼職の状況

平成11年10月	司法試験合格	平成13年10月	前波法律事務所入所
平成13年10月	修習修了弁護士登録（福井弁護士会所属）	令和3年2月	弁護士法人前波法律事務所代表社員（現任）

### 社外監査役候補者の選任理由

前波裕司氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として養われた法律知識を、監査役に就任された場合に当社の監査業務に活かしていただくためであります。なお、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

### 当社との特別の利害関係

該当事項はありません。

- (注) 1. 前波裕司氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 前波裕司氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所および名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として両取引所に届け出する予定であります。
3. 前波裕司氏が社外監査役に就任した場合、当社は定款に基づき、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は役員等賠償責任保険契約を締結しており、令和4年7月に更新予定となっております。本議案でお諮りする補欠の候補者については、社外監査役に就任した場合に被保険者となります。その契約の内容は、事業報告33ページ「3(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

# 事業報告 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、持ち直しの兆しが見えるものの、一部では新型コロナウイルス感染拡大が長期化する中で弱さも見られ、変異株の発生に伴う感染再拡大の影響を注視する必要があります。また、世界経済につきましても、先進国を中心とした新型コロナウイルスワクチン接種の進展と、経済に力点を置く政策転換の効果が見られる一方で、急回復した需要と供給に大きなギャップが生じ、世界的な部材不足といった供給制約の問題が発生しています。そうした中、ロシア・ウクライナ情勢が新たな懸念材料となっており、先行きの不透明感が増えています。

当社の主要マーケットである住宅業界におきましては、直近では材料高による建築費の上昇が住宅取得マインドを低下させることとなり、回復のスピードが鈍化しておりますが、前半のコロナ禍からの回復や住宅取得支援策の後押しなどが背景となって比較的堅調に推移したこともあり、令和3年度年間を通しての新設住宅着工戸数は、戸数866千戸（前年比6.6%増）、床面積71,161千㎡（同7.3%増）となりました。

このような環境の下、当社グループでは、第6次中期経営計画「FUKUVI NEXT」(2020年度～2022年度)で掲げた3つの基本方針に基づき取り組んでまいりました。

#### ・成長分野への積極展開

新規事業、既存事業各々の成長分野へ戦略的に経営資源を配分して取り組んでいます。新規事業では、CFRTP（熱可塑性炭素繊維複合材）の製造において、「革新一貫製造プロセスの開発」が、国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」実用化開発フェーズに採択され、今後、量産化に向けた試行を展開してまいります。既存事業では、引き続き断熱材分野を強化するとともに、資源循環の分野で新たな商品開発に注力しております。海外での展開では、アメリカ現地法人において、倉庫など非住宅市場に向けて「VICTORY BEAR ブランド事業」を拡充したことや、高付加価値OEM商品への切り替えを進めたことが売上、利益の伸長につながりました。ASEANエリアは今後も成長を見込めるマーケットとして捉えており、課題であるマーケティングやアライアンスの強化に取り組んでまいります。

#### ・収益構造の改革推進による利益の創造

事業ポートフォリオ再構築の観点から、建材事業本部、CSE事業本部各々で注力分野への積極展開や不採算分野の見直しを継続して取り組みました。また、2023年度に導入を予定している基幹システム（ERP）の導入に合わせて管理会計システムの導入も予定しており、同システムを活用した収益構造の改革に資する体制の構築を進めております。

・挑戦と変革を実現する経営基盤の確立

多様な働き方を後押しするために、コロナ禍での勤務体制を整備するとともに、働き手のエンゲージメントを高めるべく、従業員支援プログラム（EAP）推進室の設置に向けた準備を進めてまいりました。また、DXを加速させるため、社長直轄組織「デジタル戦略室」の2022年度設置準備に着手するとともに、ペーパーレス化をはじめ、業務改革に取り組んでおります。

以上により、当連結会計年度の売上高は、367億41百万円と、前期に比べ3.1%の増収となりました。

一方、利益面につきましては、原材料による原価高騰を、原価低減活動や、付加価値の高い品目の売上増強等によって吸収することで、売上高総利益率の改善につなげることができました。経費についても抑制に努めた結果、営業利益12億70百万円（前期比53.5%増）、経常利益16億26百万円（同17.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益11億36百万円（同24.2%増）となりました。

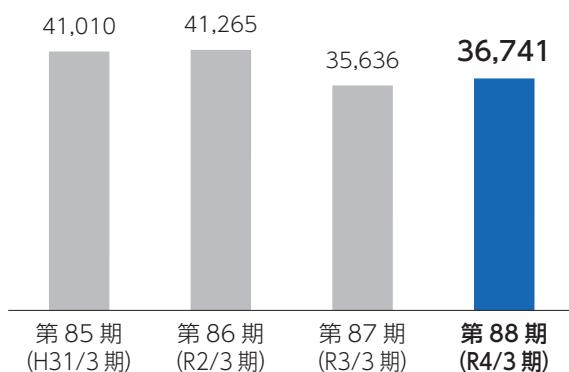
## 当期の業績

### 連結業績

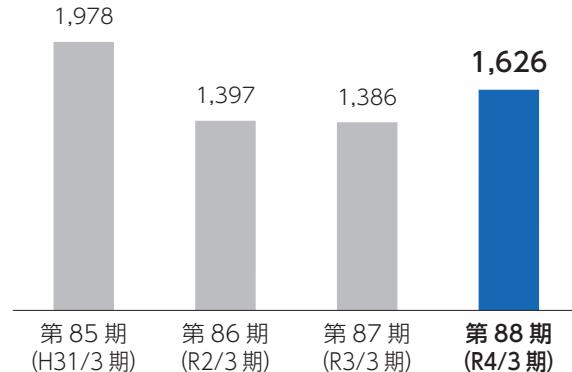
売上高	367億4千1百万円 前期比 3.1%増 ↗	営業利益	12億7千万円 前期比 53.5%増 ↗
経常利益	16億2千6百万円 前期比 17.3%増 ↗	親会社株主に 帰属する 当期純利益	11億3千6百万円 前期比 24.2%増 ↗

## 連結業績ハイライト

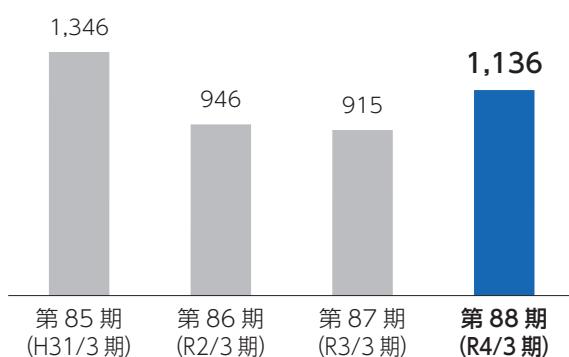
連結売上高(百万円)



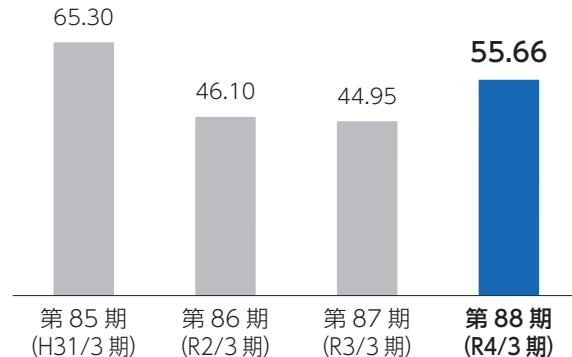
経常利益(百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)



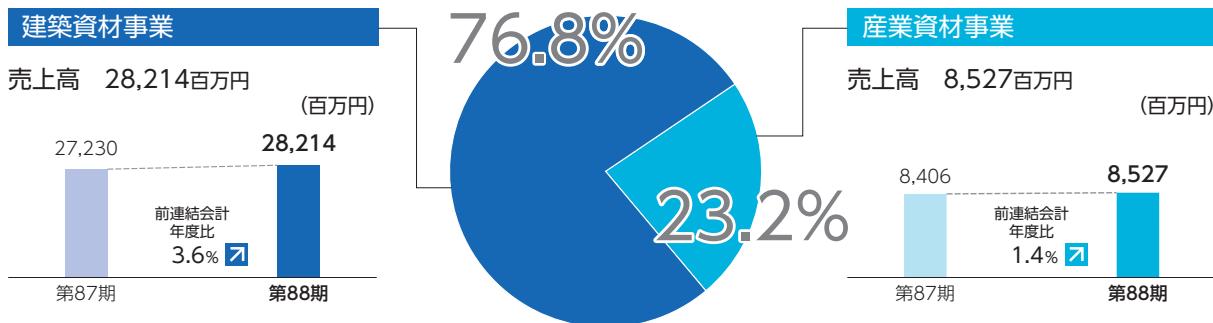
1株あたり当期純利益(円)



(注) 1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 「1株あたり当期純利益」は期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

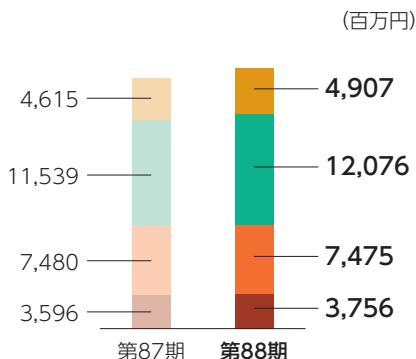
## 事業別の状況



## 建築資材事業

### 建築資材の内訳

- 外装建材
- 内装建材
- 床関連建材
- システム建材



建築資材事業では、①競争力のある製品群への集中②戦略的行動のための意識改革③新技術による新市場開拓の強化、などに取り組みました。その中の注力製品を中心にウェブセミナーをパートナーとの共催により実施し、新たな顧客の開拓と関係強化に努めました。

### 主な商品・製品

#### 外装建材

エコランバー（樹脂製瓦棧、写真①）、防水部材、換気部材など



#### 内装建材

養生材、樹脂開口枠、フェノバード（高性能断熱材、写真②）など



#### 床関連建材

フリーフロア（乾式遮音二重床システム部材）、フリーアクセスフロア（OAフロア材、写真③）など



#### システム建材

プラスッド（木粉入り樹脂建材、写真④）、空気循環式断熱システム部材など



製品別では、外装建材において再生プラスチックを使用し木材代替品として好評を得ている樹脂製瓦棧や、防水部材が堅調に推移し、49億7百万円（前期比6.3%増）となりました。

内装建材においては、住宅の高断熱化への

意識の高まりから、高性能断熱材「フェノバボード」や環境配慮型断熱材「フクフォームEco」の積極的な訴求提案が奏功したこと、また木材製品の代替材として認知が進んできた樹脂製開口枠が堅調に推移したことで、120億76百万円（同4.7%増）となりました。

床関連材においては、パーティクルボード等の資材が不足し乾式二重床システムは減少したものの、OAフロアなどは順調な伸びを示

し、74億75百万円（同0.1%減）となりました。

システム建材においては、防蟻システムが好調に推移し、37億56百万円（同4.4%増）となりました。

こうした結果、売上高は、282億14百万円（前期比3.6%増）となりました。

## 産業資材事業

産業資材事業の売上は、85億27百万円（同1.4%増）で、売上高全体の23.2%を占めました。住宅設備向け部材、窓枠、事務機器部材、業務用冷蔵庫部材は堅調に推移しましたが、車輛関係において、乗用車の車載向け精密化工品が半導体不足等を背景とした自動車業界の生産調整による受注減を余儀なくされ、また、バスの車輛部材では観光業低迷の影響を大きく受けることとなりました。

### 主な商品・製品

#### 窓枠・車両部材

住宅設備・窓枠（写真⑤）、車両用クーラダクト、光ガイドイングバーなど



#### 精密化工品

ハーツラスAR（高透明低反射パネル、写真⑥）など



### 事業別売上高

事業別	分類	前連結会計年度 百万円	当連結会計年度 百万円	構成比 %	増減 百万円	増減率 %
建築資材	外装建材	4,615	4,907	13.4	292	6.3
	内装建材	11,539	12,076	32.9	537	4.7
	床関連材	7,480	7,475	20.3	▲5	▲0.1
	システム建材	3,596	3,756	10.2	160	4.4
	計	27,230	28,214	76.8	984	3.6
産業資材	—	8,406	8,527	23.2	121	1.4
合計	—	35,636	36,741	100.0	1,105	3.1

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資等の総額は9億13百万円で、主なものは次のとおりであります。

### ①当連結会計年度中に完成した主要設備

(当社本社工場)

電気工事・配管・排水工事  
57百万円

押出・加工工程合理化設備  
2億29百万円

金型関連設備  
10百万円

金型取得  
35百万円

(当社三方工場)

床材生産設備  
17百万円

(当社事業開発本部)

技術開発設備  
1億47百万円

(当社)

情報機器  
51百万円

### ②当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

### ③重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

## (3) 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化する中で、新たにロシア・ウクライナ問題が顕在化するなど社会全体を取り巻く環境の不確実性がさらに高まっています。そのような変化の中で社会とともに持続的成長をしていくには、絶え間なくイノベーションに取り組むとともに、自然環境や社会へ配慮した企業活動を展開することがますます重要になってきており、フクビグループの事業活動を通じて社会へ最大限貢献することで長期的な発展を目指します。

しかしながら、長期的な成長と企業価値をさらに高めていくには、以下のような解決すべき課題があると認識しております。

#### ①ESGを経営の中核に据えた事業運営への転換

サステナブルな企業であり続けるためには、ESGを戦略に落とし込むことが必要と考えております。企業理念である「企業経営を通じて、地域に貢献し、環境共生型社会形成に寄与する」に立脚した事業活動を戦略のベースとして企業価値を高めていくことを目指します。全社横断型のSDGs推進組織の活動を深化させるとともに、サステナブルに関するサブブランドを立ち上げるなどして、ステークホルダーに訴求するとともに、グループ全体の意識を高めてまいります。

#### ②中長期の成長モデル構築に向けた取り組み

中長期ビジョンとして設定した2030年のありたい姿「暮らしを変えるCreators」達成に向けて残された時間への目線を手前に置き、スピード感を持って、組織的・計画的に経営資源を配分しイノベーションにつなげていきます。コロナ禍を経験することで見えてきたテーマを整理して、あるべき運営・組織体制を構築し、将来の経営資源になり得るビジネスモデル、製品、サービスの創出を目指します。

#### ③成長するための事業戦略立案と推進

令和5年3月期は第6次中期経営計画の最終年度となります。その理念に立ち返りながら、次期中期経営計画も見据えた事業ポートフォリオの再構築に取り組むなど、必要な施策を強力で推進していきます。成長性の高い既存事業や海外展開、製品開発等に経営資源を重点配分するとともに、M&Aによる事業領域拡大をグループ全体の成長につなげてまいります。また、収益性改善や、キャッシュ・フローの確保、資産効率等の重要指標を念頭に置いた戦略を引き続き展開してまいります。

#### ④持続的な成長を支える体制整備

第88期には事業本部体制への移行を完了しました。第89期は社長直轄の組織としてデジタル戦略室を設置し責任者としてCDOを任命しております。デジタル化への加速を単に業務の効率化という視点で捉えるのではなく、サステナビリティ経営の視点からも推進、強化してまいります。第90期より導入が予定されている、総合基幹システム（ERP）がスムーズに稼働するよう主管部としての役割を担ってまいります。

また、準備期間を経て第89期よりEAP推進室を設置しており、SDGsのKPIでもある「従業員エンゲージメント向上」に向けた各種施策を展開してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

# フクビグループ SDGsの取り組みについて

弊社グループは2020年11月にSDGs宣言を行い、さらに2021年5月には具体的な数値目標を掲げて、今後定期的に進捗状況をお知らせしていくことといたしました。このたび2021年度までの進捗状況がまとまりましたので、お知らせいたします。



フクビグループの統一SDGsロゴマークです

## フクビグループSDGs取り組み：4つの基本姿勢

### 基本姿勢1



技術と提案力で  
安心・安全・快適な  
暮らしを創造する

マテリアリティ：安心・安全・快適な暮らしの提供  
KGI：安心・安全・快適を実現する製品開発の推進



顧客・社会が求める製品を提供し、住み続けられるまちづくりに貢献する。

新製品累計11件の上市\*

- 感染症から人を守る製品：抗菌樹脂開口枠、抗菌ケンジュール、コミュニケーションマスク、ハーツラスAR飛沫防止パネル・フェイスシールド
- 住み続けられるまちづくりへの貢献：屋外家具ブランド「ファンダライン」の立ち上げ
- 省エネ健康：高性能断熱材シリーズ フェノバボードR
- 高齢者・子ども向け製品：ピュアナガード、ベリーウェイ、ファブロック

\* 2020年度、2021年度の累計

### 基本姿勢2



環境と共に生きる  
社会を創造する

マテリアリティ：技術革新  
KGI：資源循環の推進



低炭素社会と資源循環型社会の実現に貢献する。

- 環境配慮製品開発：バイオマス・リサイクル材料利用 累計11件\*
- 省エネ設備への切り替えによるエネルギー効率化、太陽光発電の導入
- 過剰梱包材の削減
- 樹脂スクラップ材料の自社還元率向上

\* 2020年度、2021年度の累計

### 基本姿勢3



スマートワークで  
「一人ひとり」の  
価値を創造する

マテリアリティ：働きがいのある仕事の提供  
KGI：デジタルの活用推進、従業員エンゲージメントの向上



従業員エンゲージメントを高め、多様性と働きがいある環境を実現させる。

- 女性の管理職登用
- ペーパーレス化プロジェクト活動による紙・印刷関連費用の削減と業務改革の推進
- EAP推進室を設置し、こころとからだの健康づくりに向けて運営を開始

当社グループが事業活動を通じて達成を目指す主なSDGs目標



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

基本姿勢4

パートナーシップで  
持続可能な  
地域社会を創り出す

マテリアリティ：パートナーシップ・アライアンス  
KGI：パートナーシップによる価値の創出



社外とのパートナーシップを高め、共通のテーマ・目標について協働することにより、自社のみでは達成しえない社会課題の解決に貢献する。

●DBJ環境格付けを取得

第三者機関による客観的な評価により、環境経営（非財務面）における当社の強みと課題を抽出し、今後強化すべき方向性を見極め

## 2030年目標 (KPI)

### CO<sub>2</sub> 排出量の削減

2019年度比 30% 削減  
scope 1 & 2

2019年度実績  
22,300 [CO<sub>2</sub>-t]

2020年度

▲17%  
18,500 [CO<sub>2</sub>-t]

2021年度

▲18%  
18,300 [CO<sub>2</sub>-t]

### 産業廃棄物の削減

2019年度比 50% 削減

2019年度実績  
1,200 t (石油由来 787 t  
廃プラ以外 413 t)

2020年度

▲9%  
1,096 t 石油由来 726 t ▲8%  
廃プラ以外 370 t ▲10%

2021年度

▲21%  
943 t 石油由来 601 t ▲24%  
廃プラ以外 342 t ▲17%

### ダイバーシティ& インクルージョンの推進

女性管理職比率 20%  
(管理職に占める女性の割合)

2019年度実績 0%

2020年度

1.5%

2021年度

2.8%

### 第89期（2022年度）強化方針

- 環境貢献を成長戦略と整合させ、実行性を高める。
- サステナビリティ経営体制を強化する。
- 環境経営で捉える範囲を広げるとともに、情報発信を強化する。

## (5) 財産および損益の状況の推移

### ①企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	期別	第85期	第86期	第87期	第88期
		(平成31年3月期)	(令和2年3月期)	(令和3年3月期)	(当連結会計年度) (令和4年3月期)
売上高	(百万円)	41,010	41,265	35,636	36,741
経常利益	(百万円)	1,978	1,397	1,386	1,626
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1,346	946	915	1,136
1株当たり当期純利益	(円)	65.30	46.10	44.95	55.66
総資産	(百万円)	48,386	47,132	47,518	49,378
純資産	(百万円)	30,983	30,682	32,284	33,254

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

3. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

### ②当社の財産および損益の状況の推移

区分	期別	第85期	第86期	第87期	第88期(当期)
		(平成31年3月期)	(令和2年3月期)	(令和3年3月期)	(令和4年3月期)
売上高	(百万円)	38,382	38,650	33,078	33,707
経常利益	(百万円)	1,891	1,312	1,128	1,319
当期純利益	(百万円)	1,331	943	802	998
1株当たり当期純利益	(円)	64.54	45.97	39.40	48.89
総資産	(百万円)	44,714	43,799	43,502	44,479
純資産	(百万円)	28,012	27,969	29,064	29,675

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

3. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

## (6) 重要な子会社の状況 (令和4年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
リフォジュール株式会社	30百万円	90.0%	天井材・内装材の施工および販売
フクビハウジング株式会社	200百万円	71.0%	建築・土木資材の製造、加工および販売
アリス化学株式会社	15百万円	100.0%	FRP(繊維強化プラスチック)製品の製造 および販売
フクビ岡山株式会社	100百万円	100.0%	フェノールフォーム断熱ボードの製造
FUKUVI USA,INC.	5百万米ドル	75.9%	プラスチック製品ならびにその他素材を 含むこれらに付帯関連する製品の製造、 仕入および販売
FUKUVI VIETNAM CO.,LTD.	7百万米ドル	86.7%	プラスチック製品ならびにアルミ製品の 製造、加工および販売
FUKUVI HOLDINGS (THAILAND) CO., LTD.	2百万 タイバーツ	49.0%	タイ国の関係会社に対する経営管理全般
FUKUVI (THAILAND) CO., LTD.	70百万 タイバーツ	74.0% (25.0%)	建築資材・産業資材の製造および販売

- (注) 1. 出資比率は小数点第2位を四捨五入して表示しております。  
 2. 出資比率欄の( )内は、間接所有比率を内数で記載しております。  
 3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (7) 主要な営業所および工場 (令和4年3月31日現在)

①当社	本社	福井県
	支店	東京、大阪、名古屋、福岡
	営業所	札幌、メルツエン（北海道）、盛岡、仙台、新潟、宇都宮、北関東（埼玉県）、神奈川、京都、岡山、広島、鹿児島、静岡、北陸（福井県）
	出張所	千葉、沖縄
	工場	本社（福井県福井市）、坂井（福井県坂井市）、三方（福井県三方上中郡）、あわらバイオマス（福井県あわら市）、岐阜加工センター（岐阜県各務原市）
②子会社	リフォジュール株式会社	福井県
	フクビハウジング株式会社	岩手県
	アリス化学株式会社	福井県
	フクビ岡山株式会社	岡山県
	FUKUVI USA, INC.	米国オハイオ州
	FUKUVI VIETNAM CO., LTD.	ベトナム社会主義共和国ドンナイ省
	FUKUVI HOLDINGS (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク市
	FUKUVI (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク市

## (8) 従業員の状況 (令和4年3月31日現在)

### ①企業集団の状況

セグメントの名称	従業員数(名)
建築資材	575 [ 74 ]
産業資材	335 [ 41 ]
全社 (共通)	60 [ 11 ]
合 計	970 [ 126 ]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数 (当社から社外への出向者を除く。) であり、臨時従業員数は [ ] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 全社 (共通) は、提出会社の総務および経理等の管理部門の従業員であります。

### ②当社の状況

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
748 [ 95 ]	41.9	18.9	5,470,271

セグメントの名称	従業員数(名)
建築資材	456 [ 52 ]
産業資材	232 [ 32 ]
全社 (共通)	60 [ 11 ]
合 計	748 [ 95 ]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数 (当社から社外への出向者を除く。) であり、臨時従業員数は [ ] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項 (令和4年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 63,000,000株

(2) 発行済株式の総数 20,430,365株  
(自己株式258,060株を除く)

(3) 株主数 3,124名

### (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社八木熊	2,574,140	12.60
長瀬産業株式会社	2,464,308	12.06
株式会社日本カストディ 銀行 (三井住友信託銀行 再信託分・三井化学 株式会社退職給付信託 □)	1,855,885	9.08
三井物産プラスチック 株式会社	983,220	4.81
株式会社福井銀行	710,300	3.48
八木誠一郎	709,703	3.47
昭和興産株式会社	669,573	3.28
株式会社北陸銀行	624,900	3.06
蝶理株式会社	600,382	2.94
八木信二郎	540,581	2.65

(注) 1. 持株比率は小数点第3位を四捨五入しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として 会社役員に交付した株式の状況

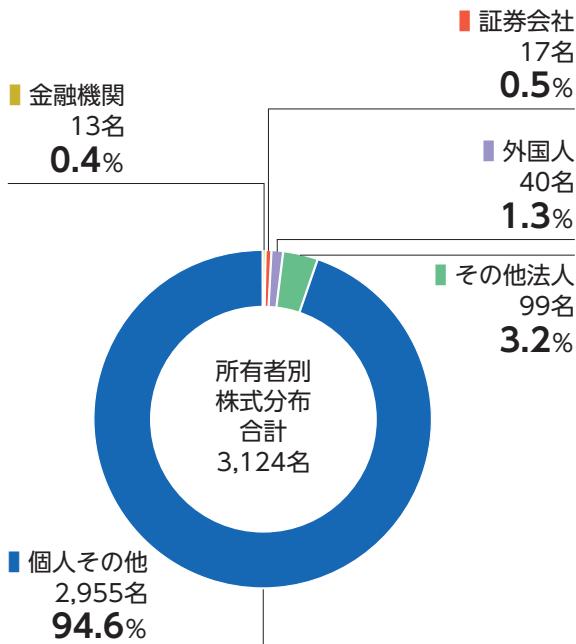
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	53,000	5
社外取締役	—	—
監査役	—	—

### (6) その他株式に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。



### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等 (令和4年3月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
八木 誠一郎	代表取締役 社長執行役員	建材事業本部管掌 リフォジュール株式会社 代表取締役会長 フクビハウジング株式会社 代表取締役会長 アリス化学株式会社 代表取締役会長 フクビ岡山株式会社 代表取締役会長 FUKUVI USA,INC. 取締役 FUKUVI VIETNAM CO.,LTD. 会長 FUKUVI HOLDINGS (THAILAND) CO., LTD. 取締役 FUKUVI (THAILAND) CO., LTD. 取締役 福井商工会議所 会頭 株式会社北陸銀行 社外監査役
采野 進	代表取締役 副社長執行役員	社長補佐 兼 精密事業本部管掌 兼 事業開発本部管掌
大畑 忠	代表取締役 専務執行役員	生産イノベーション本部管掌 兼 SCM本部管掌
岩淵 滋	取締役	
諫山 滋	取締役	三井化学株式会社 常勤監査役
南保 勝	取締役	株式会社福井銀行 社外取締役 福井県立大学 地域経済研究所長 福井県立大学 特任教授 日本銀行 金融広報アドバイザー 福井労働局 労働関係紛争担当参与 福井県民生活協同組合 非常勤理事
加川 潤一	取締役執行役員	グローバル事業本部管掌 兼 CSE事業本部管掌
豊嶋 雅子	取締役執行役員	経営戦略本部管掌 兼 品質保証本部管掌
川瀬 慎一郎	常勤監査役	
玉井 三千雄	監査役	玉井公認会計士事務所長
藪原 孝夫	監査役	藪原孝夫税理士事務所長

- (注) 1. 取締役岩淵滋、諫山滋および南保勝は、社外取締役であります。
2. 監査役玉井三千雄および藪原孝夫は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役岩淵滋、諫山滋および南保勝を、東京証券取引所および名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員としてそれぞれ両取引所に届け出ております。
4. 当社は、監査役玉井三千雄および藪原孝夫を、東京証券取引所および名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員としてそれぞれ両取引所に届け出ております。
5. 監査役玉井三千雄は公認会計士の資格を有しており、また藪原孝夫は税理士の資格を有しており、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 令和4年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏名	異動後の会社における地位	異動後の担当
采野 進	代表取締役副社長執行役員	社長補佐 兼 精密事業本部管掌 兼 事業開発本部管掌 兼 グローバル事業本部管掌
加川 潤一	取締役執行役員	CSE事業本部管掌 兼 CSE事業本部長

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

### ①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

### ②補填の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である当社取締役および監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害および訴訟費用等について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

### ③役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととしています。

## (3) 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	対象となる 役員の員数(人)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の内訳		
			固定報酬	業績連動 報酬	譲渡制限付 株式報酬
取締役 (社外取締役を除く)	5	192	151	14	28
監査役 (社外監査役を除く)	1	13	13	—	—
社外取締役	3	14	14	—	—
社外監査役	2	7	7	—	—

(注) 上記金額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。

### (3)－1. 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬限度額は、平成18年6月22日開催の第72期定時株主総会において、年額300百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名（うち社外取締役は4名）です。短期業績連動報酬（年次役員賞与）は、この報酬枠の範囲内で支給いたします。また、取締役の報酬限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度について、令和元年6月19日開催の第85期定時株主総会において、年額100百万円以内（年100,000株以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は7名です。

当社監査役の報酬限度額は、平成18年6月22日開催の第72期定時株主総会において、年額36百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

### (3)－2. 役員の報酬等の決定方針

#### ①方針の決定方法

当社では役員報酬規程を定めており、その改廃は取締役会の決議によって決定しております。

#### ②方針の内容の概要

当社では、取締役が担当する業務や職責・役位をベースに、グループ業績を加味する中で、役員報酬見直しの必要性検討は毎年実施しています。

なお、取締役（社外取締役を除く）に対しては、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式報酬制度および、短期的なインセンティブ付与を目的とした短期業績連動報酬（年次役員賞与）を導入しています。

以上により、当社取締役（社外取締役を除く）への報酬は、固定報酬、業績連動報酬、株式報酬により構成され、その支給割合については、取締役会にて決定いたします。

個々の取締役の固定報酬については、取締役会での一任決議の下、取締役社長である八木誠一郎氏が上記方針に基づき、個々の取締役の業績や企業価値向上への貢献度等を評価し報酬額を決定しております。これらの権限を取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰し

つつ各取締役の担当事業の評価を行うには取締役社長が最も適しているからであります。譲渡制限付株式報酬の各取締役に割り当てる株式数は、取締役会にて決定しております。年次役員賞与の支給額は、単年度の売上・利益等の定量的要素に加え、経営基盤強化等の定性的要素も鑑みて取締役会にて決定しております。

### ③当該事業年度に係る個人別の報酬等が当該方針に沿うものであると判断した理由

役員報酬規程、役員賞与規程、ならびに譲渡制限付株式報酬規程に定めた手続きを経たうえで、取締役会に諮って報酬を決定しているため、当該事業年度に係る役員報酬は方針に沿うものであると判断しております。

## (3)－3. 業績連動報酬に関する事項

### ①業績連動報酬の算定方法

短期業績連動報酬の額の算定は、次の算式によっております。

各人別支給額 = ①基準金額 × ②会社業績係数 + ①基準金額 × ③部門・個人業績係数

基準金額は、役位ごとに定める賞与算定の基礎額をいい、③部門・個人業績係数は専務執行役員以下の役位にのみに適用するものとしております。

会社業績係数とは、当社の前期連結業績における売上高および営業利益の公表業績予想に対する達成率に応じた係数を定めております。

部門・個人業績係数とは、各役員の管轄部門の業績や個人業績等を勘案して、各役員の業績を総合的に評価し定量化した係数を定めております。

### ②業績指標を選択した理由

業績指標として前期連結業績における売上高および営業利益の公表業績予想に対する達成率を選定した理由は、業務執行の成果を客観的に測る指標として適切と考えられるためです。

当期支給した賞与の算定に係る前期（87期）連結業績の公表業績予想に対する達成率は、売上高99.8%、営業利益119.9%です。

### (3)－4. 非金銭報酬等に関する事項

取締役（社外取締役を除く）に対しては、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、その概要は以下のとおりであります。

#### ①譲渡制限期間

対象取締役は、払込期日から退任する日までの期間中は、本自己株式処分により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする。

#### ②譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。

#### ③当社による無償取得

譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得する。また、譲渡制限期間中に、本割当契約に定める無償取得事由が発生した場合、同契約で定める数の本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

#### ④株式の管理

本割当株式について、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、当社が定める証券会社に、対象取締役が専用口座を開設し、管理される。

#### ⑤組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組

織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、上記により譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名		兼職先法人等	兼職の内容	関係
社外取締役	諫山	滋	三井化学株式会社	常勤監査役	あり (注)
社外取締役	南保	勝	株式会社福井銀行 福井県立大学 福井県立大学 日本銀行 福井労働局 福井県民生活協同組合	社外取締役 地域経済研究所長 特任教授 金融広報アドバイザー 労働関係紛争担当参与 非常勤理事	なし
社外監査役	玉井	三千雄	玉井公認会計士事務所	所長	なし
社外監査役	藪原	孝夫	藪原孝夫税理士事務所	所長	なし

(注) 諫山滋氏は、三井化学株式会社の常勤監査役であります。当社は同社との間に原材料仕入等の取引関係があります。なお、同社は当社に9.08%の出資を行っております。

## ②社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況および果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	岩淵 滋	当事業年度開催の取締役会7回全てに出席し、経験豊富な経営者の観点から、取締役会の意思決定のための助言、提言を行うとともに、当社グループの業務執行と離れた客観的な第三者の立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。
社外取締役	諫山 滋	当事業年度開催の取締役会7回全てに出席し、経験豊富な経営者の観点から、取締役会の意思決定のための助言、提言を行うとともに、当社グループの業務執行と離れた客観的な第三者の立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。
社外取締役	南保 勝	当事業年度開催の取締役会7回全てに出席し、経済学博士としての専門的見地から、取締役会の意思決定のための助言、提言を行うとともに、当社グループの業務執行と離れた客観的な第三者の立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。
社外監査役	玉井 三千雄	当事業年度開催の取締役会7回全てに出席しております。また、当事業年度開催の監査役会6回全てに出席しており、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行うとともに、当社グループの業務執行と離れた客観的な第三者の立場から、取締役会および監査役会の議案・審議等について必要な発言を行っております。
社外監査役	藪原 孝夫	当事業年度開催の取締役会7回全てに出席しております。また、当事業年度開催の監査役会6回全てに出席しており、主に税理士としての専門的見地からの発言を行うとともに、当社グループの業務執行と離れた客観的な第三者の立場から、取締役会および監査役会の議案・審議等について必要な発言を行っております。

## ③責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額としております。

## 4 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

23百万円

#### ②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

23百万円

- (注) 1. 当監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度監査実績の分析・評価、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、「文書取扱規程」に従い適切に保存および管理（廃棄を含む。）し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行います。
- ②取締役会議事録および稟議決裁書類につきましては、各々「取締役会規程」、「稟議決裁規程」の定めに従い、適時適切に作成のうえ、保存および管理を行います。
- ③取締役が職務の執行過程において決定、発生した重要な会社情報につきましては、適時開示規則（東京証券取引所）に定める決定事実・発生事実・決算情報等に該当するか否かを開示委員会で速やかに確認の後、同規則に則って適切に管理のうえ開示します。
- ④重要な営業秘密につきましては、“資産の保全”の観点から、「営業秘密管理規程」に則り、知的財産等を適切に管理し、漏洩を防止します。
- ⑤職務の執行上、重要な非公開情報の受渡しを必要とする場合には、秘密保持契約を締結し、損害の発生を回避します。

### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置し、監査部門担当役員が同室長として、その業務を管掌します。
- ②内部監査室は、定期的に業務監査実施項目および実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏がないか確認し、必要に応じて監査方法の改訂を行います。
- ③内部監査室の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容およびその危険がもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報するとともに、トップマネジメント、取締役会、監査役に報告します。

- ④内部監査室の活動を円滑にするために、リスク管理方針、関連する個別規程（「与信管理規程」、「経理規程」等）、ガイドライン、マニュアル等の整備を各業務執行部門に求め、また、内部監査室の責任と権限を全従業員（執行役員を含む。以下同様。）に周知徹底することにより、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告されます。
- ⑤リスク管理を所管する部署として、リスク統括部を設置します。リスク統括部は、会社が包蔵するリスクを抽出し、監視するとともに、リスク・エクスポージャーに重要な変化を感知した場合には、経営会議に報告します。
- ⑥自然災害、事故あるいは事件が発生した場合には、「BCP運用推進チーム規程」、「品質管理委員会規程」、「防火管理規程」等の関連規程の定めに従って、損失・被害等の状況につき速やかに所管取締役宛に報告を行います。対応については、必要に応じて代表取締役社長を委員長とする緊急対策委員会を招集のうえ、決定します。

### （3）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①経営理念と経営方針を機軸に、中期経営計画が策定され、年度計画に落とし込みます。各業務執行部門は年度計画（予算）の実現のため、活動計画を作成、実行します。
- ②経営戦略本部経営企画部は、業務執行部門と協議のうえ、資源配分（人的資源、投入経費）の最適化を図り、予算の達成に向けた事業態勢を整備します。
- ③常務会は、常勤の取締役および監査役ならびに必要なに応じて招集された者をメンバーとして開催され、経営目標の進捗状況を確認、点検するとともに、経営の重要事項（取締役会付議事項を除く。）について機関決定を行います。
- ④業務執行においては、「取締役会規程」により定められている付議事項については全て取締役会で審議することを遵守し、その際には、経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料を全役員に配布します。
- ⑤日常の職務執行に際しては、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者が「稟議決裁規程」等の意思決定ルールに則り業務を遂行します。

#### (4) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①代表取締役社長の直轄組織としてコンプライアンス事務局を経営戦略本部総務部内に設置し、コンプライアンス・プログラム策定に係る基本方針の決定等、コンプライアンス態勢の基盤整備を行います。
- ②全取締役および全従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、経営戦略本部管掌取締役をコンプライアンス担当役員とし、その責任のもと、「コンプライアンス規程」および「コンプライアンス・マニュアル」を作成するとともに、全従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築します。
- ③「コンプライアンス・マニュアル」は、労働安全衛生法、不正競争防止法、独占禁止法、インサイダー規制等の身近な法令について平易に解説することにより、遵法マインドの醸成を図ります。
- ④万一、法令等に抵触する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス担当役員を通じトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される態勢を構築します。
- ⑤コンプライアンス担当役員は、「コンプライアンス規程」に従い、担当部署にコンプライアンス推進責任者その他必要な人員配置を行い、かつ、「コンプライアンス・マニュアル」の実施状況を管理・監督します。また、取締役および従業員に対して適切な研修体制を構築するとともに、内部通報ガイドラインならびに内部通報窓口およびコンプライアンス相談窓口の更なる周知徹底を図ります。
- ⑥独立性の高い社外役員（取締役、監査役）を選任することにより、従業員ならびに、常勤取締役の職務執行に対する監視、監督機能の強化を図ります。
- ⑦反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、仮に、不当要求があった場合には、警察、弁護士等の外部専門機関と連携して拒絶する旨「反社会的勢力による被害の防止ルール」に定めています。

(5) 次に掲げる体制その他の当社およびその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

(5)－1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ①当社は、「関係会社管理規程」に基づき、経営戦略本部経営企画部が、子会社を統括的に管理します。また、重要な業務課題については、国内子会社については建材事業本部宛、海外子会社についてはグローバル事業本部宛に、事前協議ならびに状況報告を行うことになっています。
- ②国内子会社の社長は、毎月開催の経営会議に出席のうえ、業績報告とともに、重要な経営課題の有無ならびにその状況について報告します。
- ③海外子会社の社長は、上記の報告を当社の社長他関連部門長宛に毎月、行います。また、当社の社長および内部監査室は、現地ミーティングあるいは監査を通じて、職務の執行状況の把握に努めます。

(5)－2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①内部監査室は、内部監査に関する取決めに従い、子会社のリスク情報の有無を定期的に監査、監視します。
- ②内部監査室は、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告します。
- ③また、経営戦略本部経営企画部は、毎月の経営会議で報告された子会社の業績等の中で、異常値を発見した場合には、直ちに、原因を究明のうえ、必要に応じて対策を講じます。

(5)－3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社では、子会社は、自主独立の精神をもって、安定的な発展を図ることを基本原則としております。従って、「稟議決裁規程」に準じ、子会社の社長に一定の権限委譲を行い、迅速な意思決定が行える経営環境を整備しています。

- ②業務運営計画については、毎年、業績目標および基本戦略を、当社経営戦略本部経営企画部が確認し、必要に応じて事業リスクの影響度を検証しています。
- ③建材事業本部、生産イノベーション本部、品質保証本部および経営戦略本部等は、所管業務の立場から、子会社の業務運営状況を把握し、効率的にその経営目標が達成できるように助言、指導、支援に努めています。

#### (5)－4. 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①内部監査室は、子会社の事業特性を十分に理解のうえ、その取締役および従業員の法令遵守の状況を監査計画に基づいて点検し、当社グループとして法令遵守の体制が構築・堅持されるように監視ならびに指導を行います。
- ②当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、監査役および内部監査室長は、子会社の内部監査室またはこれに相当する部署と、適時内部監査を通じて十分な情報交換を行っています。

#### (6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

- ①監査役の職務を補助すべき部署として内部監査室を設置し、同室に専任の従業員を3名以上配置します。
- ②内部監査室の構成員数、配置する従業員の人選等の具体的内容については、監査役の意見を十分に考慮し、人事担当取締役その他関係各方面の意見も確認して決定します。

#### (7) 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員である内部監査室スタッフの任命・異動・評価については、監査役会の意向を尊重します。

## (8) 監査役の職務を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①内部監査人としての内部監査室を、監査役の職務を補助すべき部署と位置付けています。
- ②監査役と内部監査室は、制度的に支障のない限りにおいて、監査情報を交換し、問題意識を共有します。

## (9) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

### (9)－1. 当社の取締役および従業員が監査役に報告をするための体制

- ①取締役および従業員は、監査役会の定めに従い、各監査役から要請があれば必要な報告および情報提供を適時適切に行います。
- ②前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとします。
  - A. 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
  - B. 当社の子会社の監査役および内部監査部門の活動状況
  - C. 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
  - D. 業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
  - E. 内部通報制度の運用および通報の内容
  - F. 社内稟議書および監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け
- ③内部監査室、コンプライアンス事務局および内部通報窓口担当は、法令定款に対する違反行為あるいはリスク顕在化の事実を確認した場合、またはその惧れが高いと判断した場合、代表取締役社長等への報告と同時に、直接かつ速やかに監査役に報告します。

### (9)－2. 子会社の取締役・監査役等および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ①内部通報制度（ホットライン）は、子会社の取締役・監査役等および従業員も利用可能であり、通報があった場合には、責任担当である当社総務部長は、監査役、内部監査室長および経営戦略本部長に報告を行います。
- ②子会社の監査役、当社の監査役、内部監査室長、経営戦略本部長およびリスク統括部長は、

必要に応じて情報交換会を開催し、主に、子会社が包蔵するオペレーショナル・リスクおよびコンプライアンス・リスクについて協議します。

#### (10) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①当社は、コンプライアンス経営の強化を目的として「公益通報者保護規程」を定め、通報者等が相談または通報したことを理由として、いかなる不利益な取扱いも行ってはならないと規定しています。
- ②また、万一、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った場合には、該当者を就業規則に従って処分します。

#### (11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ①監査役が、その職務の執行のため費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに支払います。
- ②年度予算は、監査役の職務執行費用を円滑に支弁するための自主計画予算を織り込んで策定します。

#### (12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社グループの取締役等は、会社法に定める監査役の位置付けおよび監査役の権限を正しく理解し、その要請には迅速かつ適切に対応します。
- ②会社は、当局から示達された“財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準”ならびに“財務報告に係る内部統制の評価および監査に関する実施基準”に明記されている監査役および内部監査人（当社では、内部監査室が該当部署）の役割と責任が、円滑に遂行される環境を整備します。
- ③一方、監査役および内部監査室は、自身の役割と責任の重さを自覚し、リスクアプローチに基づく監査を効率的かつ実効的に完遂できるよう、平素より監査手法の研鑽に努めます。

- ④監査役は、監査体制の実効性を高めるため、当社の代表取締役社長および会計監査人と定期的に意見交換を行います。
- ⑤監査役会が必要と認めた場合には、弁護士、会計士その他の専門家との連携を図ります。

### (業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

#### (1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための取り組みの状況

- ①コンプライアンス担当役員である経営戦略本部管掌取締役の責任のもと作成した「コンプライアンス・マニュアル」を全従業員に配付するとともに、適切な研修体制を構築して遵法精神の徹底を図っています。
- ②コンプライアンス重視の企業風土の一層の醸成に資するべく、「コンプライアンス・チェックリスト」による自己点検を毎年定期的実施し、各部門ごとの活動状況の把握とともに、継続的な活動の推進を図っています。
- ③また、内部通報体制については、内部通報窓口およびコンプライアンス相談窓口を設け、全従業員に周知を図っています。同時に、通報者のプライバシーを厳重に保護するとともに、通報行為を理由として不利益を課さないことを規定して運用しています。

#### (2) 損失の危険の管理に関する取り組みの状況

- ①内部監査室は、金融商品取引法に基づく内部統制の独立的評価を実施するとともに、別途、往査にて業務監査および内部統制監査を行い、それらの結果を定期的に、または危険の内容の程度によって直ちに、当社の代表取締役社長に報告を行うほか、監査関連部門連絡会（経営戦略本部長、リスク統括部長、監査役等が出席）で情報共有を図っています。
- ②リスク統括部は、会社が包蔵するリスクを抽出し監視するとともに、リスク・エクスポージャーに重要な変化を感知した場合には、取締役会、常務会等で報告しています。  
なお、四半期ごとに総合リスク管理報告を関係者に配信することにより、リスクが顕在化する前にリスクの兆候を察知し必要な措置を講じるよう注意喚起を促しています。

### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取り組みの状況

- ①中期経営計画を年度計画に落とし込み、常務会および経営戦略会議で進捗を管理しています。
- ②取締役会規程により定められている付議事項は、全て取締役会で審議しており、その際には必要な資料を事前に全役員に配布しています。
- ③日常の職務執行に際しては、適切に権限の委譲を行い、各レベルの責任者が「稟議決裁規程」等の意思決定ルールに則り業務を遂行しています。

### (4) 子会社を含む当社グループにおける業務の適正を確保するための取り組みの状況

- ①経営戦略本部が子会社を統括的に管理しています。
- ②国内および海外の子会社社長は、年に一度開催される全社部門長会議にて、年度方針と計画を発表しています。
- ③国内子会社の社長は、毎月の業績および重要な経営課題を月例の常務会にて報告しています。また、海外子会社の社長は、上記の報告を当社の代表取締役社長、窓口であるグローバル事業本部ならびに他関連部門長宛てに毎月、行っています。
- ④当社の代表取締役社長および内部監査室等は、現地ミーティングまたは監査を通じて、海外子会社の職務の執行状況把握に努めています。
- ⑤建材事業本部、生産イノベーション本部、品質保証本部および経営戦略本部等は、所管業務の立場から、子会社の業務運営状況を積極的に把握し、必要に応じて指導、支援に努めています。

### (5) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取り組みの状況

- ①監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、これにアドバイザーとして顧問1名を加えた形で定期的開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っています。
- ②また、監査役は、代表取締役社長、内部監査室長および経営戦略本部長ならびに会計監査人と必要に応じて会合し、監査情報の共有を図るとともに、内部統制の整備・運用状況などについて意見交換を行っています。

## 6 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、公開会社である以上、当社株主の判断は、当然に個々の株主の自由意思に基づき、株式市場における自由な売買取引を通じて具現されるものと考えております。従いまして、たとえ大規模買付者から当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合でも、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には当社株式を保有する個々の株主の判断に委ねられるべきものであると考えます。

とはいえ、大規模買付行為の中には、①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で会社または会社関係者に引き取らせるもの、②会社経営を一時的に支配して、当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業情報、主要取引先・顧客等を当該買取者やそのグループ会社等に移譲させるもの、③会社経営を支配した後に当該会社の資産を当該買取者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資とするものなど、その目的等から見て、必ずしも企業価値および株主の共同の利益の維持・向上に資するとは言いえないものが存在します。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えます。

## (2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

### (2)－1. 当社における企業価値向上への取り組み

#### 企業理念と経営の基本姿勢

当社グループは、「化学に立脚し、新たな価値を創造、提案する」、「企業経営を通じて、地域に貢献し、環境共生型社会形成に寄与する」の企業理念のもと、プラスチックを中心とする異形押出成形技術をコア技術として、常に新しい技術と製品の開発に専念し、企業価値の向上に努めてまいりました。

今後さらに、フクビの絶対主義、即ち「絶対品質、絶対スピード、絶対コスト」に裏付けられた製品とサービスの提供を通して、お客様の企業価値の増大に貢献し、開発型メーカーとしての事業基盤を一層強化していくために、中期経営計画（令和3年3月期～令和5年3月期）を策定いたしました。

当中期経営計画では「新たな技術開発と市場創造に絶え間なく挑戦し、快適な社会の実現に貢献する」「一人一人の成長と企業の成長が一体となることで、喜びを実感できるフクビグループを目指す」という中長期ビジョンを掲げ、これらを実現すべく3つの基本方針を策定しています。

- ①成長分野への積極展開
- ②収益構造の改革推進による利益の創造
- ③挑戦と変革を実現する経営基盤の確立

当社グループは、上記諸施策を推進することで100年企業への基盤づくりを行い、さらには、地域・社会に貢献する経営を継続することで、常にステークホルダーに信頼され、選ばれ続ける企業を目指します。

## (2)ー2. コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取り組み

当社グループにおきましては、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を経営の最重要課題の一つと位置付けております。グループにとっての重要なステークホルダーであります株主、取引先および従業員にとっての企業価値の持続的な向上を図り、さらに、企業経営を通じて地域に貢献するなどの企業の社会的責任、社会的使命を果たしていくためにも、

- ①意思決定機能と業務執行機能の分離による効率的な企業経営の実践
- ②監視・牽制機能強化による企業経営の透明性・公正性の向上
- ③内部統制システム構築による適時かつ的確なリスクコントロール態勢の整備
- ④役職員の企業倫理・遵法マインドの徹底的な高揚

を通じて、コーポレート・ガバナンスの強化に向け不断の努力を続けております。

### <会社の機関の基本説明>

当社は、取締役会および監査役会を設置しており、会計監査人の会計監査を受けております。

取締役会は、業務執行に専念する執行役員を選任し、関係会社を含む個別の事業部門および重要特命事項を執行役員を含む幹部社員が一貫して運営する体制をとっております。

取締役会は、令和4年3月31日現在、社外取締役3名を含む8名で構成されており、監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成されています。

## <会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況>

取締役会につきましては、定例・臨時の別を問わず、監査役出席のうえ開催されております。また、全社的課題について適時適切かつ十分な情報提供と自由闊達な意見交換を行うことを目的として、取締役会と同一構成員による協議会を定例的に開催しているほか、毎月開催され、決議機能を有する常務会にも監査役が出席することにより、経営の透明性と監視体制の一層の強化を図っております。

当社は業務執行の迅速化・効率化を目指して執行役員制度を導入しており、執行役員は常務会にオブザーバーとして出席する体制をとっております。また、社長以下社内取締役および執行役員による経営戦略会議（戦略確認、実施方針協議）を開催し、情報の相互伝達と迅速な業務執行に努めております。

当社は、内部統制システムの構築を図るため、代表取締役社長直属の機関として内部監査室（専任の従業員を3名以上配置）を設置いたしております。内部監査室は、定期、不定期に各部門の業務執行状況またはコンプライアンスの状況を監査する任務を負っております。監査結果は、監査役会および取締役会に報告され、必要に応じて是正措置が講じられる体制をとっており、引き続き監査態勢の強化に向けて鋭意取り組んでまいります。

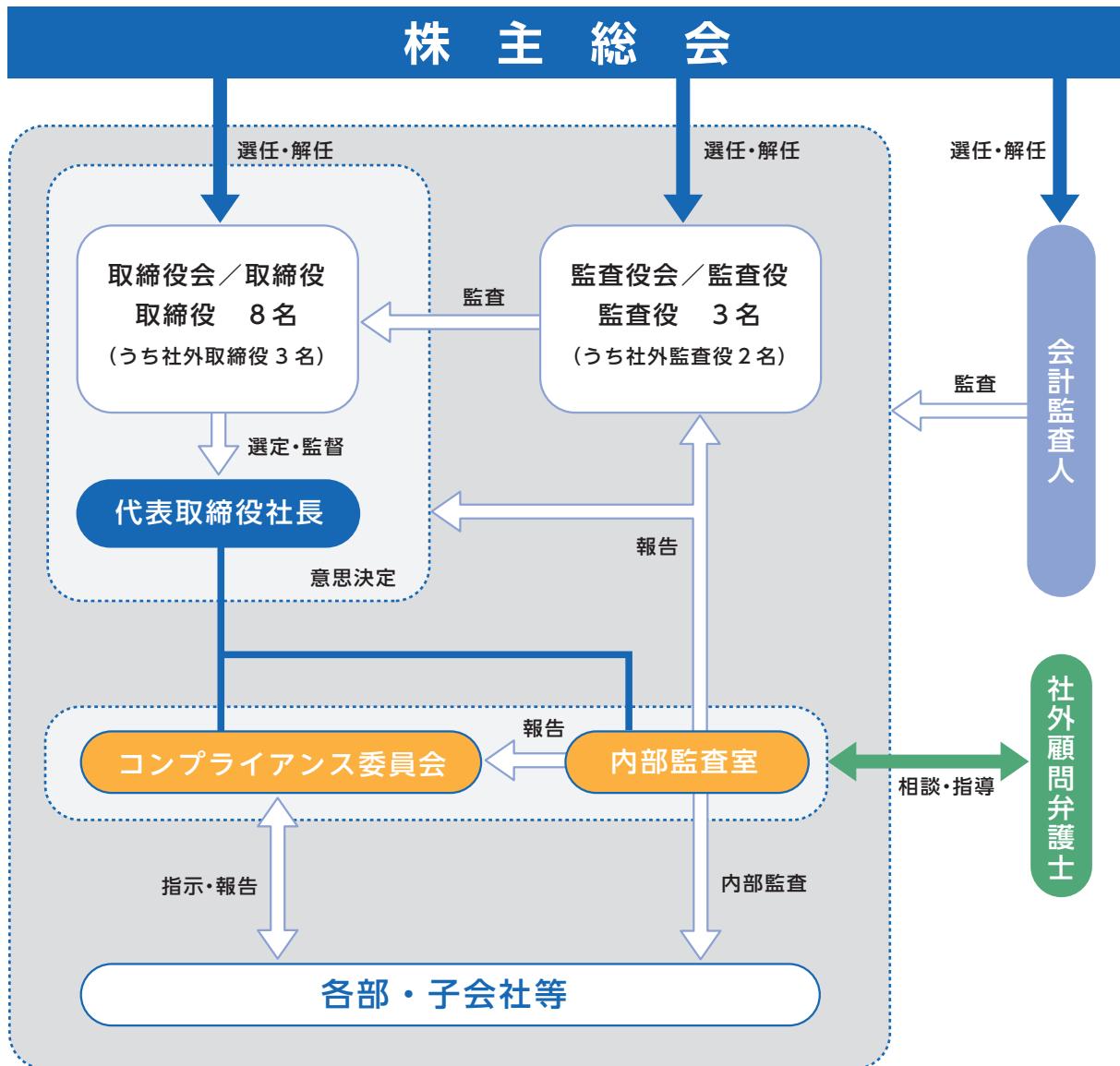
当社は、コンプライアンスを内部統制システムの構築上、最重要課題の一つと位置付けており、代表取締役社長の直轄組織としてコンプライアンス事務局を経営戦略本部総務部内に設置し、コンプライアンス・プログラム策定に係る基本方針の決定やコンプライアンス態勢の基盤整備等を行っております。その一環として、グループ会社の全従業員に、フクビ・コンプライアンス・マニュアルを配布し、コンプライアンスチェックリストによる定期点検や研修・朝礼等を通

じてコンプライアンス重視の経営風土の一層の醸成に向けて役職員一丸となって取り組んでおります。

また、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を設けております。

リスク管理につきましては、リスクを全社的に統括管理することを目的として、リスク統括部を経営戦略本部に設置しております。内部監査室はリスク統括部と協働で、グループ各社、各部門の業務プロセスより抽出されたリスクの中から、当社の事業または財務内容に重大な影響を与える可能性があるリスクを選定し、その対策および効果を監視・検証しております。

このほかにも、職務権限規程や業務分掌規程等の組織規程やリスク管理規程の見直し等、内部統制システム構築のために必要な統制環境の整備を行っております。



# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>		<b>流動負債</b>	
現金及び預金	12,335	支払手形及び買掛金	10,878
受取手形、売掛金及び契約資産	11,281	短期借入金	215
電子記録債権	3,060	1年内返済長期借入金	34
商品及び製品	3,375	リース債務	213
仕掛品	750	未払金	271
原材料及び貯蔵品	1,497	未払法人税等	360
未収入金	1,168	未払費用	1,127
その他	132	有償支給取引に係る負債	534
<b>流動資産合計</b>	<b>33,597</b>	賞与引当金	523
		その他	390
		<b>流動負債合計</b>	<b>14,543</b>
<b>固定資産</b>		<b>固定負債</b>	
<b>有形固定資産</b>		長期借入金	66
建物及び構築物	3,990	リース債務	376
機械装置及び運搬具	2,191	長期未払金	298
工具器具及び備品	185	繰延税金負債	784
土地	1,898	退職給付に係る負債	56
リース資産	406	その他	1
建設仮勘定	101	<b>固定負債合計</b>	<b>1,581</b>
<b>有形固定資産合計</b>	<b>8,771</b>	<b>負債合計</b>	<b>16,124</b>
		<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>		<b>株主資本</b>	
特許権	12	資本金	2,194
リース資産	133	資本剰余金	1,511
その他	47	利益剰余金	27,316
<b>無形固定資産合計</b>	<b>192</b>	自己株式	△146
		<b>株主資本合計</b>	<b>30,875</b>
<b>投資その他の資産</b>		<b>その他の包括利益累計額</b>	
投資有価証券	3,487	その他有価証券評価差額金	1,115
長期前払費用	236	為替換算調整勘定	97
退職給付に係る資産	2,814	退職給付に係る調整累計額	514
繰延税金資産	39	<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>1,725</b>
その他	242	<b>非支配株主持分</b>	<b>653</b>
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>6,817</b>	<b>純資産合計</b>	<b>33,254</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>15,780</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>49,378</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>49,378</b>		

(注)記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結損益計算書

(令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		36,741
売上原価		26,007
売上総利益		10,734
販売費及び一般管理費		9,464
営業利益		1,270
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	121	
固定資産賃貸料	33	
為替差益	76	
雇用調整助成金	8	
その他	160	
		398
営業外費用		
支払利息	5	
その他	38	
		42
経常利益		1,626
特別利益		
固定資産売却益	1	
補助金収入	78	
受取保険金	5	
その他	0	
		84
特別損失		
固定資産除却損	14	
固定資産売却損	0	
固定資産圧縮損	52	
その他	0	
		67
税金等調整前当期純利益		1,643
法人税、住民税及び事業税	457	
法人税等調整額	2	
		459
当期純利益		1,184
非支配株主に帰属する当期純利益		48
親会社株主に帰属する当期純利益		1,136

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	<b>( 44,479)</b>	<b>(負債の部)</b>	<b>( 14,804)</b>
<b>流動資産</b>	<b>27,906</b>	<b>流動負債</b>	<b>13,633</b>
現金及び預金	8,489	支払手形	4,826
受取手形	469	買掛金	6,087
売掛金	9,634	短期借入金	100
契約資産	785	1年内返済長期借入金	34
電子記録債権	3,013	リース債務	195
商品及び製品	2,856	未払金	266
仕掛品	433	未払費用	999
原材料及び貯蔵品	804	未払法人税等	280
前払費用	78	預り金	52
未収入金	1,234	賞与引当金	501
その他	111	その他	292
<b>固定資産</b>	<b>16,573</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,172</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>7,273</b>	長期借入金	66
建物	3,267	リース債務	336
構築物	172	長期未払金	298
機械及び装置	1,574	繰延税金負債	470
車両及び運搬具	3		
工具器具及び備品	164		
土地	1,662		
リース資産	353		
建設仮勘定	78		
<b>無形固定資産</b>	<b>176</b>	<b>(純資産の部)</b>	<b>( 29,675)</b>
リース資産	133	<b>株主資本</b>	<b>28,559</b>
その他	43	資本金	2,194
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,124</b>	資本剰余金	1,511
投資有価証券	3,484	資本準備金	1,511
関係会社株式	1,465	利益剰余金	25,000
出資金	9	利益準備金	465
関係会社出資金	263	その他利益剰余金	24,535
関係会社長期貸付金	1,652	技術開発積立金	110
長期前払費用	67	買換資産圧縮積立金	45
前払年金費用	2,075	配当平均積立金	62
その他	224	別途積立金	10,000
貸倒引当金	△116	繰越利益剰余金	14,318
<b>資産の部合計</b>	<b>44,479</b>	<b>自己株式</b>	<b>△146</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,115</b>
		その他有価証券評価差額金	1,115
		<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>44,479</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 損益計算書

(令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		33,707
売上原価		24,205
売上総利益		9,502
販売費及び一般管理費		8,651
営業利益		851
営業外収益		
受取利息	37	
受取配当金	199	
為替差益	93	
その他	176	505
営業外費用		
支払利息	1	
その他	37	38
経常利益		1,319
特別利益		
固定資産売却益	0	
補助金収入	78	
受取保険金	5	
その他	0	83
特別損失		
固定資産除却損	14	
固定資産圧縮損	52	
その他	0	67
税引前当期純利益		1,335
法人税、住民税及び事業税	335	
法人税等調整額	1	337
当期純利益		998

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

令和4年5月11日

フクビ化学工業株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柏木 忠 ㊞

業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 忠 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フクビ化学工業株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フクビ化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

令和4年5月11日

フクビ化学工業株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柏木 忠 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 忠 ㊞

業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フクビ化学工業株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議にオンライン形式を併用して出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式を併用して意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び取組み方については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び取組み方については、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月12日

フクビ化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役 川 瀬 慎 一 郎 ㊟

社外監査役 玉 井 三 千 雄 ㊟

社外監査役 藪 原 孝 夫 ㊟

以 上





# 株主総会会場ご案内図

開催  
日時

令和4年6月23日（木曜日）  
午前10時（受付開始予定時刻 午前9時20分）

開催  
会場

福井市手寄1丁目4番1号  
アオッサ8階 福井県県民ホール TEL:0776-87-0003



アオッサ8階  
福井県県民ホール

交通

- JR
- えちぜん鉄道
- 福井鉄道

**福井駅** から徒歩約1分

